

健康福祉課からのお知らせ

介護保険の支給限度額の変更について

平成26年4月からの消費税率8%への引き上げに合わせ、介護保険の主な在宅サービスの支給限度額が変わります。

介護保険制度では、要介護認定の要支援1・2、要介護1～5と判定され、介護サービスを利用したときには費用の1割を個人で負担します。

介護サービスを利用できる額には上限があります。

要介護状態区分（要支援1・2）（要介護1～5）に応じて、利用できる介護サービスの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担が1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

4月からの変更点

主な在宅サービスの利用できる上限額（支給限度額）が変更になります。

要介護状態区分	平成 26.3 月まで	平成 26.4 月以降
要支援 1	49,700 円	50,030 円
要支援 2	104,000 円	104,730 円
要介護 1	165,800 円	166,920 円
要介護 2	194,800 円	196,160 円
要介護 3	267,500 円	269,310 円
要介護 4	306,000 円	308,060 円
要介護 5	358,300 円	360,650 円

○お問い合わせ 健康福祉課（ファミリーセンター内） 介護保険係 ☎ 43-2111（内線 2565）

産業課からのお知らせ

消費生活相談室を設置しました。

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

八百津町消費生活相談窓口では、こうした悪質商法や商品の購入にかかる契約トラブルなど消費生活に関する相談に対応するため、「岐阜県消費者行政活性化基金」を活用し、役場本庁2階に消費生活相談室を設置しました。

消費生活でお困りのことがあればご相談ください。相談者のみなさんと共に考え解決に向けてお手伝いをします。

町は、関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めています。

○相談日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

○電話による相談は、産業課 地域振興係（☎ 43-2111（内線 2252））

○相談開設日以外の相談は、消費者ホットライン（☎ 0570-064-370）

【消費者行政についての町長表明】

「送りつけ商法」「点検商法」「架空請求」など消費者を狙う悪質商法は後を絶ちません。特に高齢者が被害やトラブルに遭うケースは年々増加の傾向にあり、一人暮らしの高齢者などはその被害に遭いやすくなっています。また、インターネットを利用した取引が増加し利便性が向上する一方で、それに関連するトラブルも多く発生しています。

八百津町では、町民のみなさまが安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、今後も継続的に消費生活相談体制の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法を排除する取り組みを進めていきます。また、2012年に施行した「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野からも取り組んでまいりたいと考えています。

平成26年3月20日

八百津町長 赤塚新吾